

平成22年2月19日（金）

於・三番町共用会議所「三番町大会議室」

# 水産政策審議会 第45回資源管理分科会議事録

水産庁

## 水産政策審議会第45回資源管理分科会

### 1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成22年2月19日 午前10時00分

閉会 平成22年2月19日 午前11時01分

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 梶 克之 櫻本 和美 須能 邦雄 寺本 紀久  
東村 玲子 福島 哲男

特別委員 今村 博展 島貫 文好 嶋野 勝路 徳島 惇  
西野 正人 濱田 健二 柳谷 法司 山田 邦雄  
米田 清

### 3 水産庁側出席者

山下水産庁次長	奥原漁政部長	本村資源管理部長
成子増殖推進部長	徳田企画課長	内海管理課長
木島資源管理推進室長	長谷沿岸沖合課長	花房遠洋課長
香川漁場資源課長	大角栽培養殖課長	

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1. 開 会	1
1. 委員の出席状況	1
1. 配付資料の確認	1
1. 議 事	2
（諮問事項）	2
①諮問第173号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます 流し網漁業（太平洋の海域）の公示について	2
②諮問第169号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の 公示について	4
③諮問第170号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成22年度の 遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために 独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき 人工ふ化放流に関する計画について	5
④諮問第171号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の 規定に基づく基本計画の検討等について	7
⑤諮問第172号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を 改正する省令について	17
（報告事項）	19
①第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	19
②第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について	21
（そ の 他）	21
1. 閉 会	22

## 開 会

○内海管理課長 定刻になりましたので、ただいまから第 45 回資源管理分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、本日は朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。今回はここ、三番町共用会議所大会議室での開催となりました。ごらんのように本会議室のメインテーブルには、各席ごとにマイクが設置されております。分科会の進行に伴い、御発言される際はマイク根元にあります緑のボタンを押して、御発言をいただきますようお願いいたします。また、発言が終わりましたら、再度ボタンを押してオフにさせていただくように、よろしくをお願いいたします。

## 委員の出席状況

○内海管理課長 次に、委員の皆様の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 9 名中、山下委員、宮原委員が所用のため欠席でございます。それから、安元委員が今ちょっと遅れられているということでございますが、本日出席いただくということで御連絡をいただいております。現在のところ 6 名の方の出席ですが、これによりまして定足数も満たしております。本日の資源管理分科会は成立していることを御報告いたします。

## 配付資料の確認

○内海管理課長 次に、審議に入ります前に、お手元の資料を御確認させていただきます。

封筒の中に資料が入っていると存じますが、まず最初に今回の分科会の議事次第。それから、資料一覧として一枚紙がございます。資料 1 は、分科会委員、特別委員の名簿。資料 2 は、諮問第 173 号に係る中型さけ・ます流し網漁業の公示について。資料 3 は、諮問第 169 号遠洋底びき網漁業の公示について。資料 4 は、さけ・ますの人工ふ化放流に関

する計画について（諮問第 170 号）。資料 5 は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等についてという資料がまず 1 枚ありまして、その下に別紙で新旧対照表がついております。資料 5 - 1 は横長の紙。それから資料 5 - 2、資料 5 - 3、資料 5 - 4。その下に、資源評価結果についてという参考資料がございます。資料 6 は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について。資料 7 は、第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量（速報値）。最後に資料 8 は、第 2 種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量。

以上の資料が同封されていると思います。不足等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

## 議 事

### （諮問事項）

- ①諮問第 1 7 3 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます  
流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

○内海管理課長 それでは議事に入りたいと思いますので、分科会長、よろしくお願いたします。

○櫻本分科会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。本日は諮問事項が 5 件、報告事項が 2 件でございます。よろしくお願いたします。

なお、本日審議いたします審議事項につきましては、水産政策審議会令第 5 条第 6 項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いたします。

それでは早速ですが、諮問事項に入りたいと思います。諮問第 173 号「漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 遠洋課長でございます。

お手元の資料 2 に基づき、説明させていただきます。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

水産政策審議会

会長 櫻本和美殿

農林水産大臣 赤松広隆

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業

(太平洋の海域)の公示について(諮問第173号)

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成22年5月1日から平成23年4月30日までと定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の基本的内容でございますが、2枚目に説明がございますのでお開きください。今回諮問いたしますのは、太平洋の水域で操業するさけ・ます流し網漁業についてでございます。本漁業はロシア二百海里内に入域して操業するものであり、例年3月下旬ごろのロシアからの我が国割り当ての有無を確認した後に公示を行う必要があるため、当該割り当ての有無を確認した後、速やかに公示できるよう、毎年2月の分科会で諮問させていただいております。

また、本漁業の操業開始は5月1日からとなっており、これに間に合わせるよう、例年申請期間を通常の3カ月より短い期間に短縮して公示を行っております。平成22年度につきましても、これまでと同様とさせていただきたいと考え、今回諮問いたす次第です。

公示の内容でございますが、平成22年度の許可または起業の認可の公示隻数につきましては、昨年の公示隻数は53隻でありましたが、3隻が廃業し、実際申請に及んだ許認可隻数が50隻であったことから、50隻といたしたいと考えております。それ以外の操業条件につきましては変更はなく、操業機会につきましては従来どおり、平成22年5月1日から開始し、同年7月31日までとし、審査期間につきましては、例年に倣い3カ月より短い期間とし、具体的には3月下旬に予定している公示の日から4月22日までといたしたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、ただいまの諮問につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

②諮問第169号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の  
公示について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。諮問第169号「漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について」、事務局から説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 引き続き、私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料3に基づき、説明いたします。まずは、諮問文を読み上げさせていただきます。

21水管第2157号

平成22年2月19日

水産政策審議会

会長 櫻本和美殿

農林水産大臣 赤松広隆

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

(諮問第169号)

当該漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づき公示するとともに、当該公示に係る許可の有効期間を当該許可の日から平成23年7月31日までと定めたいので、同条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の基本的内容ですが、2枚目に説明がございますのでお開きください。

遠洋底びき網漁業は、操業水域が国際条約上の規制のある公海等であることから、地域漁業管理機関等の取り決めに反映させる必要があるため、許可の有効期間を1年としているところでございます。

まず、公示隻数につきましては、昨年の許認可隻数が42隻であったことから、ことしの公示隻数は42隻といたしたいと考えております。

また、許可の有効期間につきましては、本年7月31日に有効期間が満了いたしますので、本年8月1日から来年の7月31日までとさせていただきたいと考えております。

次に、前回公示からの変更点について御説明いたしますので、3枚目をごらんください。「遠洋底びき網漁業の公示における制限又は条件」の新旧対照表でございます。右側がこれまでのもの、左側の下線部分が今回改正しようとするところでございます。

これは、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約を我が国が締結し、本年1月10日から同条約の効力が発生しているためであります。遠洋底びき網漁業の操業区域が同条約の対象水域を含んでいることから、同条約に基づく保存管理措置等の遵守義務を付すこととしたいと考えております。

申請の期間は、告示がなされた日より3カ月間を考えております。具体的には3月上旬に告示をし、3カ月後の6月上旬までの3カ月間を申請期間といたしたいと考えております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、原案どおりということにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、原案どおり決定いたします。

- ③諮問第170号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成22年度の  
遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために  
独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき  
人工ふ化放流に関する計画について

○櫻本分科会長 続きますして、次の諮問に入りたいと思います。諮問第 170 号「水産資源保護法第 20 条第 1 項の規定に基づく平成 22 年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、事務局から資料の説明をお願いします。

○大角栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。よろしくお申し上げます。

それでは資料 4 によりまして、諮問第 170 号の説明をさせていただきます。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

21 水推第 1159 号

平成 22 年 2 月 19 日

水産政策審議会

会長 櫻本和美殿

農林水産大臣 赤松広隆

水産資源保護法第 20 条第 1 項の規定に基づく平成 22 年度の  
遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために  
独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき  
人工ふ化放流に関する計画について（諮問第 170 号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 20 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この計画案につきましては、次のページでございますように、農林水産大臣が水産資源保護法の規定に基づきまして、さけ及びますの個体群の維持のために、独立行政法人水産総合研究センターが人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めるというものでございます。

具体的な計画につきましては 3 ページにお示ししましたとおりでございます。さけにつきましては 10 水系で 1 億 2900 万尾、からふとますにつきましては 3 水系で 720 万尾、さくらますにつきましては 6 水系で 270 万尾、べにざけにつきましては 3 水系で 15 万尾、合わせて 1 億 3905 万尾を放流するというものでございます。放流する河川及び放流数ともに、平成 21 年度と同じ規模で実施するという内容でございます。

以上が諮問の内容でございますが、参考資料といたしまして、次のページに都道府県が

定める予定の放流計画数を合わせたものを示しております。さけ・ますのふ化放流につきましては、水産総合研究センターが行いますふ化放流と、民間団体の増殖目的のふ化放流等も行われておりまして、これも合わせました全体計画が、こちらにお示ししましたものでございます。

全魚種合計の全国計で見ていただきますと、表の下から3段目の右側になりますけれども、平成22年度につきましては19億5500万尾と、これも平成21年度とほぼ同じ規模の計画となっております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第170号につきましては原案どおりとさせていただきたいと思っております。

④諮問第171号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。

諮問第171号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○内海管理課長 管理課長の内海でございます。諮問第171号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」の御説明をいたします。

お手元の資料のうち、資料番号が5となっている一連の資料が今回の諮問に係る資料であります。まず、諮問文を朗読させていただきます。

21水管第2198号

平成22年2月19日

水産政策審議会

会長 櫻本和美殿

農林水産大臣 赤松広隆

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく

基本計画の検討等について（諮問第171号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成21年11月20日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議会の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

今回の諮問では4つ項目がございまして、まず1点目は、平成21年漁期のすけとうだら根室海峡資源の追加配分及びTACの改定についてでございます。2点目としましては、同じく平成21年漁期のさば類の知事管理漁業における追加配分及びTACの改定。3番目としまして、同じく平成21年漁期のずわいがにの知事管理漁業における留保枠からの追加配分。4点目としまして、平成22年漁期のすけとうだらTACの設定及び配分ということで、この4点について御審議をいただくということでございます。

それではまず最初の、平成21年漁期のすけとうだら根室海峡資源の追加配分及びTACの改定についてから説明をさせていただきます。

TACの期中改定の仕組みについて、前回、本分科会でも説明をさせていただきましたが、改めて簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、期中改定一つ目のケースですが、資源全体の状況が当初の資源評価から大幅に改善されることが見込まれる場合に資源を再評価し、これに伴い、ABCを再評価してTACを改定するというパターンがございまして。

2つ目のケースですが、まあじ、まいわし、さば類といった浮魚資源について、その年に生じた漁場形成の偏りに対応するため、配分が不足する都道府県等への追加配分を行うため実施するというものがございまして。

ただし、この場合は先ほど説明しました資源全体の状況が改善されたケースとは違いますので、採捕数量は変更前のTACで管理することとしております。この変更前のTACの数量、計画上は「基礎とする数量」ということで、計画の中に記載しておりまして、こ

れを超えないような管理をさせていただいております。

3つ目のケースですが、今回のすけとうだらのケースのように、主たる生息水域が外国水域にあるような資源につきましては、我が国水域への最大の来遊量に対応できるよう、ある一定期間の最大の漁獲量をベースにTACを設定しておりますが、この見込みに変化があった場合に、直近の来遊状況に対応してTACを改定することにしております。

今回TACを改定します21年のものは、以上のケースのうち2番目と3番目に該当するものとなっております。それぞれ具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

1点目の平成21年漁期のすけとうだら根室海峡資源の追加配分と、それに伴うTACの改定についてでございますが、これにつきましては先ほど説明しました3番目のケース、すなわち生息水域が外国水域にある資源について、最大の来遊量に対応できるよう、直近の来遊状況に対応してTACを改定するものに該当するものでございます。

資料5-2の3ページに地図が載っております。ここにすけとうだらのTACを3つの海峡ごとに分けて記載しておりますが、このうちオホーツク海海域における根室海峡の資源について今回措置をすることになります。

根室海峡の資源のTACについては、当該資源がロシア水域とまたがり資源であるというところで、我が国水域の漁獲量比率が不明であることから、資源評価においても定量的な資源評価が行われておりません。このためTAC設定に当たっては、従来より近年の最大漁獲量をTACとすることによって、高水準の来遊にも対応できるよう措置しております。すけとうだらの場合は、過去7年の最大漁獲量をベースにTACを設定しております。

また、このように近年で最大の来遊状況にも対応できるようにという考えでTACを設定しておりますことから、仮に当初の想定を上回る来遊が見込まれた場合には、期中改定を行うことがあるとして、運用してきているところであります。

具体的な漁獲状況ですが、資料5-2の4ページにグラフがございますので、これをごらんください。ここに根室海峡すけとうだらの漁獲量とTAC配分率ということで、過去平成14年から直近までの漁獲の状況が記載されております。今漁期は魚群の来遊状況が良好でありまして、漁獲量はグラフの黒線にありますとお好調に推移しております。

また、速報値ながら1月の採捕状況は2002tということですが、昨年1280t、一昨年1400tを上回る好漁が続いております。今後も引き続き良好な来遊状況が想定され、漁期末までの採捕数量見込みは、過去7年の漁獲ペースの平均で引き延ばしますと、グラフの点線のおりとなりますことから、不足する3000tを追加配分するものであります。

これにより、資料5-2の3ページの地図にありますように、根室海峡については現行1万tを1万3000tとしまして、北海道への配分を8万5000tから8万8000tとし、全体のTACを現行の22万4000tから、3000t増の22万7000tに改定するものでございます。

次に、諮問事項の2点目、平成21年のさば類の追加配分に伴うTACの改定について御説明をいたしたいと思っております。平成21年のさば類のTACにつきましては、前回11月の当分科会においてABCの再評価の結果、全体のTACの改定を行ったところですが、その際、漁期序盤であり、今後の漁獲見込みを立てるのが困難であること、また、まさばについては資源回復計画による未成魚保護等に取り組んでおり、より早期に親魚量の回復を図ることが望ましいといった理由から、ABCの増加分のうち、およそ半分の6万tをTACの増枠に充て、残りについては今後の漁獲状況等を踏まえ、必要に応じて措置することとしてきたところであります。

その後の状況ですが、北部太平洋まき網や、後ほど説明する一部県において、まさば、ごまさばの未成魚を主体とする良好な漁場形成が見られているものの、現段階ではTACに余裕はあり、また漁期末までの全体の漁獲見込みもTAC管理の目安となる基礎とする数量を下回っておりますことから、今回は都道府県における漁場形成の偏りを補正するケースとして、追加配分を措置したいと考えております。

なお、先ほど申し上げましたように、漁場形成の偏りを補正する場合のTACの期中改定は、全体の採捕数量を「基礎とする数量」以内に管理する必要がありますことから、他海域の今後の漁場形成状況にも配慮しながら措置する必要があります。ということで、今回は当面5月までに漁獲が見込まれる量を追加配分したいと考えております。

資料5-2の5ページに、縦長に各県の漁獲の状況のグラフがありますが、これをごらんください。今回は三重県及び長崎県への追加配分が必要な状況となっておりまして、この両県については5ページの一番上に2県並べてグラフが載っております。

まず三重県でございますが、グラフの赤い線で示しましたとおり、9月以降、熊野灘海域において良好な漁場が形成され、中型まき網によるごまさばの漁獲が好調に推移しております。また、漁海況予報によれば、漁獲の対象であるごまさば太平洋系群につきましては、引き続き平年を上回る来遊が予想されております。よって、近年の漁獲実績ペースで引き延ばした5月までの漁獲数量として、当初の2万7000tから3万7000tになるよう追加配分をしたいと考えております。

次に長崎県ですが、これもグラフの赤い線で示したとおり、10月以降、中型まき網による漁獲が好調に推移しております。また、漁海況予報によれば、まさば及びごまさばは引き続き前年並みの来遊が予想されております。よって、昨年度実績数量で引き延ばした今後5月までの漁獲見込み数量として、1万5000tを1万8000tにすべく追加配分したいと考えております。

一方、その他の都道府県においては、当面5月までは配分数量の超過は見込まれないという状況で推移しております。

以上、さば類についてまとめますと、資料5-2の1ページ、まさば及びごまさばの欄をごらんいただきますと、一番左ですが、表中の漁獲可能量の欄の53万5000tから、今回、三重、長崎への追加配分による1万3000tを追加しまして54万8000t。これが改定後のTACになります。

しかしながら、先ほど御説明しましたように、漁場の偏りを補正する今回のようなケースでは、採捕数量の管理の目安となる、「基礎とする数量」は変更せずに対応いたします。この表の中に括弧書きで書いてありますが52万6000tということで、ここの数量の変更はございません。

なお、今漁期の最終的な採捕の見込みについてですが、さば類につきまして、7月から12月までの実績を、過去5年ペースで引き延ばして計算した結果、大臣管理漁業も含めた採捕数量の見込みは43万t程度となります。基礎とする数量である52万6000t以内におさまることを見込んでおります。

次に3点目、ずわいがにの日本海における平成21年TACの留保枠からの追加配分について御説明をしたいと思います。これも資料5-2の一番最後の6ページの日本地図をごらんください。ずわいがにの日本海海域につきましては、これまでも7%の留保枠を設定しており、関係漁業者の了承に基づき、漁獲状況を踏まえて必要に応じ、大臣管理漁業及び知事管理漁業に振り分けるものとしております。例年この時期に調整を行っておりますが、今回日本海のA海域につきまして、留保枠329tに対し、富山県、石川県より今期の漁獲が順調で、過去3年の最大漁獲量程度が見込まれることから、富山県7t、石川県150tの追加要望があり、関係者においてもこの旨了解されたことから、今回追加配分するものであります。

以上が、平成21年漁期に関するTAC等の変更であります。

次に、平成22年のすけとうだらのTACの設定について説明をさせていただきます。

資料5-4をごらんください。すけとうだらにつきましては、TACの管理期間が4月から翌年3月であることから、今回お諮りをするものであります。すけとうだらのTACは、ここにありますように4つの系群に分かれておりまして、それぞれの系群ごとに状況を説明させていただきたいと思っております。

まず日本海北部系群についてですが、資料5-4の2ページをごらんいただければと思います。TACの設定については資源の状況を踏まえ、資源評価でABCを出していただきまして、それに基づきTACの設定を行うことになっております。日本海北部系群の資源の状況ですが、平成21年度の資源評価によれば、資源状況は低位で減少傾向ということとあります。

なお、資源の詳しい説明につきましては、前回の当分科会で説明を行わせていただきました。今回は省略させていただきますが、参考資料として前回配付の資源関係の資料を一部添付しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

日本海北部系群に対するABCの設定ですが、2ページにありますように、研究者サイドから複数のABCが提示されております。本資源につきましては中期的管理方針において、資源回復計画に基づく取組により、資源の減少に歯どめをかけることを目指して管理を行うものとするとしております。

このためABCの漁獲のシナリオですが、これにつきましては親魚量が穏やかに回復するという漁獲シナリオを選択しまして、ここに黄色で図示しておりますが、⑤にありますABCを採択しております。2010年漁獲量では9700tという数字が載っておりますが、これをABCとしております。

このABCを勘案したTACの設定についてですが、本系群については先ほど申し上げましたように中期管理方針において、資源回復計画に基づく取り組みもあわせて管理を行うこととしております。資源回復計画においては、漁期の短縮ですとか努力量の削減等の取り組みを行っておりますほか、近年では比較的豊度の高い2006年級群、さらには後続年級群の保護を目指した措置について、関係者間で協議を継続しているところであります。

具体的TACの数量についてですが、資源が低位である状況ではあります。このような資源回復計画における取り組み、また資源を採捕する関係漁業におけるすけとうだらへの依存度が極めて高いことを勘案しまして、前年と同量の1万6000tとしたいと考えております。

その内訳につきましては、資料5-3の3ページに地図がございます。日本海海域につ

きましては大臣管理分 8000 t、北海道知事管理分 7000 t、その他知事管理分への若干配分として 1000 t としたいと考えております。

なお、北海道知事管理分の一部については、これまで同様知事管理の中で留保をするという取り組みを続けていきたいと考えております。

次に、2つ目のオホーツク海南部の系群についてでございます。資料5-4の2ページに戻っていただきたいと存じます。この資源はロシア水域とまたがって分布しておりまして、詳細な資源状況が不明なことから、当該資源に関してはABCの算定は行っておりません。

TAC設定の考え方ですが、先ほど今漁期の追加ということで御説明しました根室海峡と同じように、中期的管理方針においてはロシア共和国連邦の水域と我が国の水域とにまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて、我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理を行うものとするとしております。

先ほど説明しましたように、外国水域とのまたがり資源については、我が国水域の漁獲量比率が不明であることから、近年の最大の漁獲量をTACとすることにより、高水準の来遊にも対応できるように措置することとしております。

すけとうだらについては、過去7年の最大漁獲量をTACとして設定することとしておりますことから、平成22年のTACは、平成20年漁期の実績2万7279tをベースに、2万8000tとしたいと考えております。

次に根室海峡の資源ですが、これにつきましてもオホーツク海南部と同様、ロシア水域とのまたがり資源でありますことからABCの算定は行っておらず、TAC設定についても過去7年の最高値であった平成20年漁期の実績値1万477tをベースに、1万1000tとしたいと考えております。

なお、オホーツク海南部及び根室海峡につきましては、先ほど申し上げましたように最大来遊状況にも対応できるという考え方により措置していることから、今後漁期開始後に想定を上回る来遊が生じた場合は、今回のケースのように期中改定を行う予定にしております。

最後に太平洋系群につきましては、資料5-4の2ページでABCの算出をしております。資源状況は中位減少傾向ということで、この系群のABCについても複数のシナリオ

が提示されております。この中で中期的管理方針も勘案し、このうちの③を採用し、A B Cについては13万tという認識で対応しております。

T A C設定の考え方ですが、中期的管理方針におきまして、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあると認められないことから、資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響を与える場合には、資源水準を維持する等、回復のスピードに十分配慮して管理を行うものとするとしております。資源全体としては中位で減少傾向にあるものの、親魚量は良好な状態で安定的に推移していることに加え、ここも日本海北部系群同様、地域の漁業者の漁業経営の影響を勘案しまして、前年同量の17万1000tとしたいと考えております。

この内訳につきましては資料5-3の3ページの地図にありますように、大臣管理分10万1000t、北海道知事管理分6万8000t、その他の知事管理分への若干配分につきまして2000tとしたいと考えておりまして、これも前年と同量の数量となります。

以上、すけとうだら4系群について御説明しましたが、これらを合計しますと資料5-3の1ページにありますように、全体で数量は22万6000t、このうち大臣管理分が13万7000tとなりまして、知事管理分への配分は資料5-3の2ページにありますように、北海道へ8万6000t、その他若干という形になります。

なお、今回の22年度漁期のすけとうだらのT A Cの諮問に際しましては、2月1日に札幌で「すけとうだらT A C設定に関する意見交換会」を公開にて開催し、漁業者、流通加工業者などの参加のもと、意見交換を行いました。

この席上、漁業者の方からは日本海北部系群に関し、「資源状況は理解するが経営状況を勘案し、少しでもT A Cをふやしてほしい。」加工業者の方からは太平洋系群に関し、「安定的に原料が確保できるよう検討してほしい。」といった意見を頂いております。

また、パブリックコメントも実施しましたが、ここにおいても原案を修正するような意見はございませんでした。

なお補足ですが、その他の資源につきまして、22年T A Cのうち、まだ設定されていないさば類とずわいがにについては5月ごろ設定させていただきたいと考えております。

それからさんまにつきましても、前回の分科会において説明を行いました。関係業界及び都道府県の意見を踏まえて、さば類などと同様、7月から翌年6月への管理期間の変更を予定しておりまして、さば類、ずわいがにの22年T A C設定とともに、この点も5月ごろの本分科会にお諮りさせていただきたいと考えております。

諮問第 171 号に関係します説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

21 年漁期の T A C の期中改定と、それから 22 年 T A C のすけとうだらの T A C という、大きく 2 つについて御説明いただきました。まず、21 年漁期の T A C の期中改定が 3 点ございましたけれども、こちらのほうから御審議いただきたいと思います。

まず第 1 番目が、根室海峡系群のすけとうだら、それから 21 年のさばの T A C。これは漁場形成の偏りによる T A C の期中改定となります。それから、ずわいがにの日本海系群のほうは保留分を再配分するということで、実質的に T A C の総量がふえるのは根室海峡系群のまたがり資源だけで、あとの 2 つについては当初の T A C の枠を超えないということでございますが、御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

○櫻本分科会長 今、ありませんという意見をいただきましたので、期中改定のほうに關しましては原案どおりと決定させていただきます。

続きまして、22 年度のすけとうだらの T A C でありますけれども、4 系群ごとに御説明いたしました、これにつきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

柳谷委員、お願いします。

○柳谷委員 22 年度のすけとうだらの T A C の件ですけれども、先ほどの説明の中で、2 月に札幌に行ってそれぞれ説明して、それぞれの意見を聞いてきたという説明を受けましたが、すけとうだらについては今漁期、道南太平洋で集中的に漁がありまして、現地の漁業者も札幌まで出向いてお話しされたように聞いております。

また 22 年においても、昨年と同様の数字であるということも説明されたという中で、それぞれの漁業者、あるいは加工業者からは、依然として大変不満の声が上がっていることも事実なんですね。

数字については我々漁業者としても、あるいは資源が回復しないことには漁業経営も成り立たないという観点からいけば、ここについてどうのこうのというものはございません。ただ、経営の観点から言えば、前浜にそれだけの来遊が来ることになれば、10 年、15 年に 1 度とか 2 度とか 3 度とかいうレベルの話であって、それと第 1 次オイルショック、第 2 次オイルショック、一昨年の第 3 次オイルショックという状況の中では、ローブとか網とか、漁業にかかわる関連資材がすべて高どまりということで来ております。

そのことから、経営的に考えれば大変厳しい状況にある中で、ようやく魚が前浜に来た

などといったときに、その資源を利用できないという状態は、経営者としてはじくじたるものがあるということなんですね。

もちろん資源を大きく影響するような見直しというのは避けるべきだと思いますけれども、若干の期中見直しという、漁業者に希望を与えるような考え方を打ち出すべきではないのかなと思います。いかがでしょうか。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

今、柳谷委員から御紹介されたわけでございますけれども、実際に今年の道南太平洋は、去年の10月から非常に好漁が続いて、漁業者の中にはかなり不満があったということでございます。実際に私どもも何回も浜に入って、また現地で説明会も行ってきたわけですが、依然として不満があるということは承知をしております。

今後につきましては、資源評価について不満があったことについて試験研究機関と、より説得力のある評価についての検討を進めていきたいというのがまず第1点でございます。

2つ目に、期中改定につきましても、どのようなことが対応可能であるのか検討したい。それは当然ながら、評価を速やかに行うということでもございます。そういうやり方ができないのかどうか。

また、獲り方の問題も当然あると思っております。すなわち、昨年には非常に魚価の安い時期に大量に漁獲が行われたという経験もございますものですから、そこにつきましても道庁または現場の方々と、より効率的な漁獲ができないかについても、しっかりと検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、太平洋のすけとうだらに関しましては、まだまだ改良すべき点があると思っておりますので、そこにつきましてはできるだけ早く関係者、道庁、また研究機関と、いろいろな方と一緒に考えていきたいと思っております。

○柳谷委員 決める側から、水産の研究の側に対して、我々も持っているものはございませんけれどもね。ただ、漁期前にすべて数字がコンクリートをされてしまうと。上から上意下達方式で決まったみたいな感じで、その中で漁業者もお上の言うことだということで、なかなか不満がなくなるという状況にある。

ただ、こういう状況は資源を回復させるという場合においても、あるいは漁業者と研究機関、公的機関と信頼関係がきちとなければ、なかなか思ったようにいかないのではないかなと思います。むしろ、もう少し積極的に協議の場を設けるべきではないのかなと思います。

同じ数字が出るにしても、やっぱりそういう形を漁業者としては望むところであります

ので、何かその辺、お考えをいただきたいと思います。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

大変重要な御指摘をいただいたと思いますけども、できるだけ話し合いとか、そういう回数を多く持って、お互いの信頼関係のもとでうまく運用していくようにしていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第 171 号につきましては原案どおり承認していただくというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、そのようにさせていただきます。

⑤諮問第 172 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を  
改正する省令について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入りたいと思います。

諮問第 172 号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○徳田企画課長 企画課長でございます。よろしく願いいたします。

資料 6 に基づきまして、御説明いたしたいと思います。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

21 水漁第 2663 号

平成 22 年 2 月 19 日

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美 殿

農林水産大臣 赤 松 広 隆

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

(諮問第 172 号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚めくっていただきまして、説明文をつけておりますので、これで説明させていただきます。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令につきましては、漁業調整または水産資源の保護培養のために指定漁業者が所要の指定漁業につきまして、特定の種類の水産動物の採捕に関する操業区域等の制限、または禁止の措置に違反して、当該指定漁業を営んではならない旨を定めております。

今般、この規定の一部につきまして、市町村の合併が行われる予定でございます。また、海域を特定するために使われている灯台等が廃止されたことを受けまして、引き続き同一の制限禁止を行うために、町名等について所要の改正を行うこととしております。

詳しくは次のページ以降に書いております。一つ例を挙げさせていただきますと、市町村の合併のところで浜名湖の関係でございますが、沖合底びき網漁業の項におきましては、静岡県浜名湖群新居町浜名湖口右岸突端という地点が規定されております。この新居町は平成22年3月23日に廃止されますので、このお隣の湖西市に編入されることとなりました。これに伴い、市町村の名称を改めたいということでございます。

このような改正に合わせまして、灯台等の廃止及び所在市町村の改定等をそれぞれ予定しております。

以上、説明を終わります。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは特段御意見がないようですので、諮問第172号につきましては、原案どおり承認をいただいたということにさせていただきます。

それでは、諮問第169号、諮問第170号、諮問第171号、諮問第172号、諮問第173号について、答申を確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

21水審第27号  
平成22年2月19日

農林水産大臣 赤 松 広 隆 殿

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美

平成22年2月19日に開催された水産政策審議会第45回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問どおり実施することが適当であることを認める。

記

諮問第169号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第170号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成22年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

諮問第171号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第172号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第173号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

以上でございます。

これを次長にお渡しいたします。

〔答申書手交〕

（報告事項）

①第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

○櫻本分科会長 次に、報告事項に入りたいと思います。

まず最初に、「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、報告をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 資料7に従いまして、報告をさせていただきます。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量でございます。これは、いわゆるTACの消化率を示したものでございます。さんまからずわいがにのうち、さんま、まあじ、まいわし、するめいかにしましては歴年でのTAC設定でございますので、最終的な消化率でございます。

また、すけとうだら、さば、ずわいがににつきましては、現在もTACの期間中でございますので途中経過ということでございます。

昨年の消化率でございますけれども、おおむねここに書いてございますように7割程度でございます。また、すけとうだらにつきましては、12月末の時点でございますが約75%、1月末には約85%ということでございまして、おおむね消化が進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

東村委員、お願いします。

○東村委員 するめいかの消化率ですね。2年続けて50%台ということは、TACに何か説得力が余らないように感じられるのですが。するめいかというのは、資源のほうは余り詳しくないんですけれども、来遊の予測がなかなか難しい資源だとは伺っておりますが、このあたりは御説明いただけますでしょうか。TACの半分ぐらいしか消化できていないというのは、どのような状況だったのでしょうか。

○木島資源管理推進室長 基本的には今、東村委員がおっしゃるように、するめいかにしましては資源の状況より、むしろ海況なり水温分布なり、そのほかの要因によって大きく漁獲が左右されるということでございます。

特にするめいかにしましては、資源状況は以前お話をしたとおり、かなり良好な状況にございますけれども、昨年につきましては水温分布が、するめいかにとって、我が国周辺水域の状況が余り好ましくなかったという点がございます。

また、いか釣り漁業につきましては、燃油高騰の影響も当然あったのかと思っております。経営状況、いわゆるコストの問題なり来遊の状況なりが高じて、このような結果になったと判断しております。

○東村委員 ありがとうございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

## ②第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

○櫻本分科会長 ないようでしたら、次に「第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について」、報告をお願いします。

○木島資源管理推進室長 第2種特定海洋生物資源漁獲努力可能量、いわゆるTAEでございます。これに関しましても、あかがれいからやなぎむしがれいまで、各魚種につきまして、また各期間において、どの程度の消化率があったかを一覧表にしたものでございます。ばらつきがございますけれども、おおむね前年程度でおさまったということでございます。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

## (その他)

○櫻本分科会長 ないようでしたら、以上で本日予定をしておりました議題はすべて終了いたしました。何かこの機会に特段御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

寺本委員、お願いします。

○寺本委員 大西洋のくろまぐろのことについて、御質問とお礼を申し上げます。

3月にカタールで行われるワシントン条約の締約国会議につきましては、水産庁担当部署の皆さんの御尽力に関して、感謝申し上げます。

これに関しましては、我々、まぐろ漁業者として非常に不安があるのは、今回の会議が今後のインド洋あるいは太平洋のほんまぐろ、あるいはめばちまぐろについても非常に影響が大きいということで、非常に心配しております。途中でお伺いするのは非常に難しいと思いますけど、今、支障のない限りで、現状分析がもしお聞かせ願えるのでありましたらお願いいたします。

○成子増殖推進部長 増殖推進部長でございます。

CITESの状況でございますけれども、御案内のようにCITES加盟国は170数カ

国でございます。ただ、実際にカタールに出席してくる国の数が、まだ十分判明しておりません。御案内のとおり、3分の2でモナコ提案は可決されるわけでございますが、この母数が今のところまだ十分判明をしていないという状況でございます。

私どもとしましては、とにかくこの提案を阻止すべく、我が国の考え方に同調してくれる国々に、現在働きかけをしておるところでございます。また、政務官も来週には御出張いただいて、理解を求める政務行動をしていただく御予定にもなっております。そういったことを通じまして、何とかこの提案が阻止できるように頑張っていきたいと思っております。

○寺本委員 ありがとうございます。どうか皆様のお力で、何とか阻止できるように、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の審議はこれにて終了したいと思います。

それでは今後の予定につきまして、事務局からお願いします。

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程ですが、例年5月ごろに開催をいたしておりますので、同じような時期にお願いしたいと考えております。具体的には後日、事務局より日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

日程が決まりましたらまた御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会